

令和9年度嘉麻市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

1. 受付期間 令和8年10月1日から10月30日まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

受付時間 9時～12時 13時～16時

2. 提出先 嘉麻市役所 管財課契約係（本庁舎4階 4A会議室）0948-42-7419

3. 提出方法 持参のみ … A4フラットファイル（紙製・色指定なし）綴り。

4. 提出書類

様式名	様式番号
(1) 建設工事入札参加資格審査申請書	様式1
(2) 建設業者許可通知書の写し等 ※許可番号及び有効期限内であることを証明できるもの	
(3) 代表者身分証明書（本籍が嘉麻市の場合、市民係発行）※写し可	
(4) 営業所一覧表	様式2
(5) 工事経歴書	様式3
(6) 各種納税証明書（市税は税務課（本庁舎）、各支所総合窓口課で証明）※写し可 （国、県税の場合は税務署、県税事務所で証明）〔※1. 参照〕	
(7) 公共料金等納入証明書（領収書で可※最低直近6ヶ月分）※写し可 〔※2. 参照〕	
(8) 主要取引金融機関名	様式4
(9) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し ※審査基準日が令和7年3月31日以降のもの	
(10) 使用印鑑届	様式5
(11) 印鑑証明書（法人は法務局証明、個人は市区町村長証明）※写し可	
(12) 登記簿謄本（法人のみ） 代表者の住民票の抄本 ※写し可	
(13) 技術者経歴書（実務経験のみの技術者の場合、実務経歴証明写し添付）	様式6
(14) 技術免許証等の写し	
(15) 使用人数調書	様式7
(16) 雇用関係証明書類・建退共契約者証の写し 〔※3. 参照〕	
(17) 営業用機械器具調書	様式8
(18) 誓約書	様式9
(19) 営業実態調書・営業所等調書	様式10・11
(20) 役員名簿 ※個人の場合は代表者のみ記入	様式12
(21) ISO認証登録証の写し 〔※4. 参照〕	
(22) 地域貢献活動の評価 〔※5. 参照〕	様式13
(23) 誓約書（役員重複及び資本提携関係）	(23) か (24) どちらかを 提出
(24) 役員重複及び資本提携届出書	

※ 1. 納税証明書（納付義務のあるものは、全て添付すること。）

本人以外が請求する際には、委任状が必要です。

- | | | | |
|----------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| (イ) 国税：法人の場合 | 法人税・消費税及び地方消費税 | 「国税様式 その3の3」 | |
| | 個人の場合 | 申告所得税・消費税及び地方消費税 | 「国税様式 その3の2」 |
| (ロ) 県税：個人県民税・個人事業税・法人県民税・法人事業税など | 「滞納(未納)税額のない証明」 | | |
| (ハ) 市税：法人の場合 | 会社及び代表者の市税※ | 「滞納(未納)税額のない証明」 | |
| | 個人の場合 | 代表者個人の市税※ | 「滞納(未納)税額のない証明」 |
- ※ 滞納（未納）のない証明。（督促、延滞金を含む。）
- ※ 市税とは、市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など。

※ 2. 公共料金等納入証明書（納入義務のあるものは、全て添付すること。領収書でも可）

※ 滞納（未納）のない証明。

公共料金等とは市営住宅使用料、保育料、学童保育所利用料、道路占用料、市有土地・建物貸付料、国有地転貸料、水道料金、農道・水路等占用料、学校給食費、介護保険料、住宅新築資金償還金、住宅改修資金償還金、宅地取得資金償還金、後期高齢者医療保険料、汚水処理施設使用料、福祉電話使用料、老人居室整備資金貸付金、老人施設入所負担金、災害援護資金償還金、市営住宅退去時補修費、奨学資金貸付金、その他、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定による公の施設の利用又は行政財産の目的外使用許可に係る使用料をいう。

※ 3. 雇用関係証明書類 従業員、常用労務者であることの証明ができる、**雇用保険受給資格者証**、給与所得の源泉徴収票、市県民税特別徴収通知書の写し、出勤簿（直近3ヶ月分、7月～9月末）等を添付して下さい。

※ 4. ISO認証登録証（ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ）

- (イ) 申請基準日（※6（a））において、有効な登録証であること。
- (ロ) 登録証は日本語のものであること。
- (ハ) 建設業の「主たる営業所」が認証の登録範囲であること。
- (ニ) ISO9001の場合は、建設業部門の登録範囲であること。

※ 5. 地域貢献活動の評価

指名競争入札参加資格審査において、競争入札参加者の地域での社会貢献活動を評価することにより、格付基準点数算定の際の主観点数に地域貢献活動評価による加点をするものです。

1. 地域貢献活動の内容

- (イ) 本市と災害応援協力に関する協定締結業者・・・締結書の写し。
- (ロ) 本市の消防団協力事業所・・・通知書の写し。
- (ハ) 人権・同和教育の推進を行う業者

（令和7年11月18日・令和7年12月7日・令和8年7月26日の日程に開催された人権研修会のいずれかに参加した者）

- ・令和7年11月18日・・・嘉麻市事業主人権・部落問題研修会
- ・令和7年12月7日・・・2025人権週間嘉麻市「人権のつどい」
- ・令和8年7月26日・・・同和問題啓発強調月間嘉麻市「人権のつどい」

- (ニ) 「福岡県子育て応援宣言」登録業者・・・登録証の写し。
- (ホ) 「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・認定」の業者（下記の①又は②のいずれかひとつ）
- ①次世代育成支援対策推進法に基づく設定（トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん）取得事業者・・・福岡労働局長の認定通知書の写し
- ②常用雇用者数100人以下の事業者で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者・・・福岡労働局の受付印のある行動計画策定届の写し
- (ヘ) 「女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・認定」の業者（下記の①又は②のいずれかひとつ）
- ①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし）取得事業者・・・福岡労働局長の認定通知書の写し
- ②常用雇用者数100人以下の事業者で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者・・・福岡労働局の受付印のある行動計画策定届の写し
- (ト) 障害者の雇用の推進等を行う業者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に定める法定雇用障害者数を達成している事業者又は常用雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条に定める数未満の事業所にあつては、1人以上雇用していること
- ①障害者雇用促進法の雇用状況の報告義務のある者（労働者数40.0人以上）で、障害者雇用率2.5%を達成している事業者は、申請日直近における公共職業安定所の受付印がある障害者雇用状況報告書の写し
- ②雇用状況の報告義務のない事業者にあつては、使用人数調書に記載のある従業員1名分の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）の写し
- ※ (ハ) については、人権・同和対策課 人権・同和対策係の確認書が必要。（様式13）
- (二) の登録証の写しは令和8年10月1日以降も有効であること。
- (ホ) (ヘ) (ト) の通知書等の有効期間は令和8年10月1日以降も有効であること。

※6. 記載上の注意事項

- (a) 提出書類の記載にあたっては、様式ごとに定めるものを除くほか、令和8年9月30日現在で記載して下さい（入札参加資格審査申請書の提出日は令和8年10月1日以降の日付）。ただし、提出日現在、引き続き建設業の許可を受けていなければ、申請は受付できません。
- (b) 各証明書については、写し（コピー）でも差し支えありませんが、提出時の直前3ヶ月以内に発行されたものを利用して下さい。
- (c) (23) 及び(24)については、どちらか一方の提出になります。
- (d) 提出書類の(1)～(24)は順序どおりに綴じ、A4フラットファイル（A4-S・紙製・色指定なし） を使用して下さい。
- (e) A4ファイルには、表紙面及び背表紙面に「令和9年度指名願（建設工事 市内）業者名」と記載して下さい。
- (f) 文字は楷書で明瞭に書いて下さい。ゴム印は使用しても差し支えありません。
- (g) 営業の実態等を確認するため、申請後事務所を確認させていただくことがあります。
- (h) 書類に虚偽の記載があり、能力算定に影響があった場合は、その事実が判明した時点で指名登録を保留することがあります。

※ 7. 申請書提出後の留意事項

下記事項について変更があった場合は必ず届け出をして下さい。

変更事項	提出書類（添付書類）	様式
所在地、資本金の変更の場合	住所変更届、資本金変更届 (法人の場合は登記簿謄本添付)	任意
商号又は名称、法人代表者等の変更（ 住所含む）の場合	その旨届出 (法人の場合は登記簿謄本添付)	任意
建設業法に基づく許可の有効期限が満 了になった場合	許可（更新）届 (許可証明書)	任意
その他資格審査申請書の記載事項に変 更があった場合	その旨届出 (内容を証する書類)	任意